特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年12月1日

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する事務					
②事務の概要	さいたま市『ふるさと応援』寄附について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定により、寄附金税額控除に係る申告特例の求めがあったときに、寄附金税額控除に係る申告特例の求めを行った者の住所地の市区町村長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を送付する。					
③システムの名称	ふるさと納税do、eLTAX、その他の電子ファイル(エクセル)					
2. 特定個人情報ファイル	名					
ふるさと応援寄附者ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法 第9条第4項 地方税法 附則 第7条 第5項、第12項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	財政局財政部財政課					
②所属長の役職名	財政課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	さいたま市 各区役所 くらし応援室 住所 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

財政局財政部財政課 住所 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5	年11月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5	年11月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価語	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まなは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ステムを通じたり	し手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[O]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネット!	フークシステムを通				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部	B監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・	各 発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長		財政課長 伊達 雅之	事後	人事異動のため、重要な変更に該当しない
	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名		財政課長	事後	様式改正による変更のため 重要な変更には該当しない
平成31年2月8日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記 載事項の変更のため、重要 な変更に該当しない。
令和1年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条 地方税法 附則 第7条 第5項、12項	番号法 第9条第3項 地方税法 附則 第7条 第5項、第12項	事後	根拠法令の確認による修正 であるため、重要な変更に該 当しない。
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 3重大 事故	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生による変更 であるため、重要な変更に該 当しない。
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 3.重大 事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施期間における重大 事故の発生から1年を経過し たことに伴う修正
令和4年6月24日	法令上の根拠	番号法 第9条第3項	番号法 第9条第4項	事後	根拠法令の確認による修正 であるため、重要な変更に該 当しない。
令和5年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	その他の電子ファイル(エクセル)	ふるさと納税do、eLTAX、その他の電子ファイル(エクセル)	事前	
令和5年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事前	
令和5年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事前	